

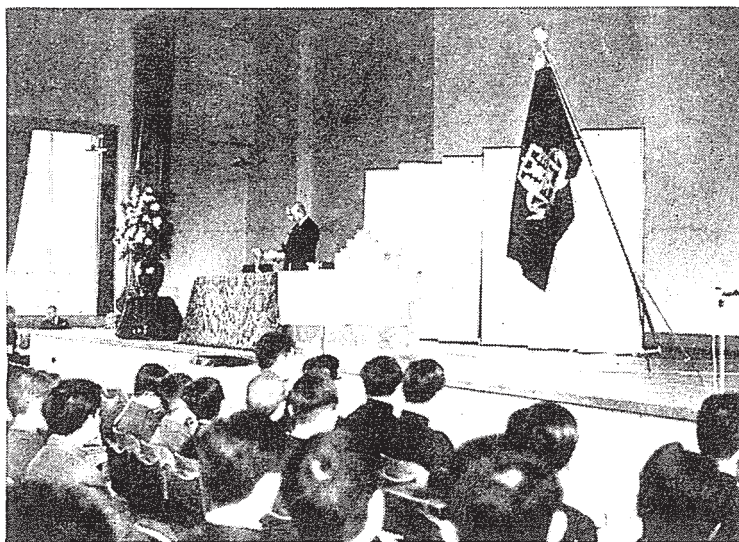
THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, Nov. 30th, 1960, No. 345

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十五年十一月三十日発行(毎月一回三十日発行)
通巻三四五号

關西大學學報

昭和35年11月 第345号



創立七十五周年式典(理事長武辭)

關西大學出版部

関西大学創立七十五周年に当り本日茲に關係者各位の御臨席を得て記念式典を挙行し、各位と慶びを俱にすることは、私のもつとも欣懐とするところでありませぬ。

本学は、明治十九年、大阪控訴院同始

審裁判所に在任中の小倉久、井上操、堀田正忠らの諸先生が児島惟謙先生の援助を得て、関西法律学校を創立したことに始まるのであります。爾來、時勢の進展とともに著しい発展をとげ、明治三十七

創立当初、寺院の一部を借りて授業を開始した本学は七十五年後の今日かくも

偉大な発展を遂げたのであります。同時に、校友も明治二十二年、十七名の卒業生を送つて以来、茲に七万五千六百名の

創立七十五周年記念式辞

理事長 三好萬次



年には専門学校令により私立関西大学と改称、大正十一年には、大学令による大壮大な景観に対して、往事を思うとき、

池に感慨に堪えないものがあります。本学が、今日よくこの盛運をなした

園であります。就中その中核をなす大学は、法学部、経済学部、文学部、商

志の各位に對し心からなる謝意を表する次第であります。かつて私学の歴史は苦難に直面してあります。しかも、わが国の教育における私学の役割を思うとき私学の発達こそ直接文化の進展に資すべき大きな意義を持つものだと思わざるを得ません。

私学はそれぞれ建学の精神や学園の歴史に規定された独自の学風を持つております。本学の創立者たちは、自らのために学ぶのでなく国家社会のために学んで有用の材となるべきことを教えました。

本学はかくて、最も堅実な人材の育成に努め、真摯にして着実な学風を形成し、国家社会に寄与して参つたのであります。

日本が文化国家として独自の文化を創造し、世界文化に貢献するためには、教育の振興こそ何よりも緊要な問題であります。本学の使命もいよいよ重大であるといわなければなりません、われわれは先輩諸賢の築いた偉業を継承し本学をさらに発展せしむべき責務を痛感するものであります。

ここに七十五周年を期とし今後の飛躍的な発展を期するために、決意を新にして臨みたいと思ひます。

これをもつて式辞と致します。昭和三十五年十一月四日

創立七十五周年式典

本年は恰も本学が明治十九年創立されてより七十五周年に当るので、創立記念日たる十一月四日（念を卜して、創立七十五周年記念式典が秋紺の千里山学舎で挙行された。

定刻午前十時には式場にあてられた第一学舎講堂に約一、〇〇〇名がこの佳き日を頌えんものと参集、着席する。開式と同時に「関西大学学歌」第一節をグリークラブに合せて斉唱、大学祝典の気式場に満つ。



祝宴

関西大学創立七十五周年の記念式典に際しまして、一言御挨拶をのべる機会を得ましたことは、私の洵に慶びとするところであります。

現在わが大学は、学生生徒数一万余人を数え、大学院、法・文・経・商・工の五学部及び附設の高等学校、中学校、幼稚園等をあわせもつ一大総合学園としての偉容を整え得たのであります。創立以来七十五年の本学発展の歴史を顧みります。即ち、明治三十七年には経済学



創立七十五周年記念に

あたつて

学 長 矢口孝次郎

すと、まことに感に堪えぬものがあります。いまここにその跡をふり返つてみますと、本学の発展には、わが国の発展に呼応した三つの段階を考へることが出来ると思ひます。

まず、本学が建学の礎石を置いたのは明治十九年のことですが、当時、わが国が近代国家としての体制を整えようとしていた時代であり、特にその

基盤としての憲法制定と法治組織の整備は緊急の要務でありました。本学はこのような国家的・社会的要請に応じて、関西法律学校として輝かしい第一歩を踏み出したのであります。爾来、本学は伝統的に法律学を中心として発展の道を進んでまいりますが、明治末年から大正にかけてのわが国の産業経済の急激な発展に伴つて、第二の段階に到達したのであります。即ち、明治三十七年には経済学

の完成をみたわが大学は、更に近年における技術革新に伴う産業技術の急速な発展に応じて第三の段階として一昨年工学部を新設し、理科系学部をも含む真の意味の総合大学としての体制を整えるに至つたのであります。

以上回顧しましたように、本学は常に時代の要望を明察し、わが国文化の向上、産業の発展に貢献すべく不撓の努力を続けられた先人達の功績により、今日の姿に発展し得たのであります。私は、今日の記念式典に際して、過去七十五年の間幾多の困難をのりこえて本学を今日の偉容にまで築き上げた先輩の偉業を偲ぶとともに、これを契機にわが学園の一層の充実を計り、将来ともに関西大学の名声を高めるために努力を惜しまぬことを教職員各位とともに誓ひたいと思つてあります。

昭和三十五年十一月四日

三好理事長立つて創立七十五周年を寿ぐ式辞を朗読、過去を顧みつつ現在の発展を讃えれば、矢口学長また学問の隆盛を謳う挨拶を述べた。

次いで、中石評議員会議長、安東学生代表、大月校友会長、石井教育後援会長らがそれぞれの角度より祝辞を述べて、本学の発展を祝福する。

続いて、永年勤続功労者表彰に移り、十年以上勤続者一四六名に三好理事長より表彰状を授与し、表彰者を代表して森川教授が挨拶を述べた。

最後に、「関西大学万歳」を、長柄常任監事の発声で、力強く三唱して、盛大に且つまた厳肅に、式典はめでたく終了した。

祝賀会

創立七十五周年記念式終了後午前十一時三十分より、第一学舎研究室前庭広場で祝賀会が開かれた。

開会と共に三好理事長の挨拶、乾杯に続いて、来賓有志、校友有志、教育職員有志よりお祝いの言葉が述べられた後、ブラスバンドの低音演奏裡に学の内外関係者互に懇談、和気霽々として会場に漲り、何時果てるともなかつたが中谷法学部長発声で、「関西大学万歳」を三唱して閉会した。

アメリカにおける

会社寄附と基金募集連盟 (二)

—その教育経済学的分析—

羽野 堅 二一

総務課長兼出版課長

ち、高位は三点、
中位は二点、下位
は一点として点数
標示をし、さら
に、これらの基準
を「教育的要素」、
「寄附者恩感」(
donor considera-
tions) 及び「実業

的要素」の三つの群に分類している。

この表でみると、寄附対象が教育機関であるだけに
「教育的要素」に最もウェイトが置かれているのは当
然で、これに次いで「実業的要素」となっている。こ
れを重要度の中位を基準にして分類してみると、

教育的要素	高位	中位	下位
実業的要素	一一	七	一一
寄附者恩感	三	二	二

となり、さらに中位以上の平均を出すと、

教育的要素	八〇
寄附者恩感	六七
実業的要素	五三

となつているが、「寄附者恩感」の平均が高いのはそ
の頻数項目が少いかである (Council for Financial

Aid to Education, Management Is Doing A Job :
Remarkable Progress made between 1952 and 1955
by some of the Nations' Leading Business Con-
cerns in finding ways to help the Colleges and
Universities; Results of a Survey made among 81
selected Companies, 1956, pp. 10~3 参照)。勿論、
これらの基準は、その数があまりにも多く、従つて実

際的には基準といわれるにふさわしくないようにおも
われ、ために、「高位にある十二の教育的要素といえ
ども、直接補助をなすべき単科及び総合諸大学の選択
にあつての規則を構成するものではなく」、「ただ
会社寄附のための道しるべを与えるだけである」(ibid,
p. 10) といわれるのも無理はない。これを要するに、
「すべての会社に適用されるような寄附型式がなら
工夫されたこともないのであるから、すべてに等しく
有効な選択基準の単一な組合せ (single set) を工夫す
ることはできない」(ibid, p. 10) といつてゐる。

また、一九五五年三、四月コロンビア大学商学大学院
と教育財政援助審議会共同主催で五十六の全国主要実
業及び産業会社の重役を集めて行つた「大学教育に対
する会社寄附の会議」でも、四つのグループにわかれ
て「どんな基礎 (on what basis) で基金が特殊な大学
に割り当てられるべきか」について討議した結果を集
約してみると、「質の基準 (quality criteria) には、
(1)健全な財政管理、(2)校友支持の証拠、(3)適当な機関
による資格認定が含まれる。しかし、現在資格の認定
されていない多くの他の大学といえども有益な機能を
發揮していることは事実で、それらも資格認定の得
られる長所を築きあげるよう援助されるべきである」
(Summary Report of Conference on Corporate

Contributions to Higher Education, under the
Co-sponsorship of Graduate School of Business,
Columbia University and Council for Financial Aid
to Education, New York, March 31, April 1 and
2, 1955, p. 16) とつて結論に到着す。因みにこれら
の点について討議された重要な経緯を参考までに願
ふと、まず、「資格認定」(accreditation) に対しては強
い反対が叫ばれ、これを無視するもの、またそれを厳

まえがき
囊に『アメリカにおける会社寄附と基金募集連盟』の(一)を發表(昭和三十四年二月関西大学学報第三二四号所載)し、そこでは主として戦後アメリカにおける会社寄附の展開過程とか、アメリカ経済を背景とするその成立理論とか、さらに、会社寄附を行う選択原理とかについて闡説したのであるが、本稿は勿論それに続くものである。

八

会社寄附の普及にあたり障害となる主要なものは、「方法の問題」であつて、これが困難な問題を孕むのは、それが単に「どういう風」(How)「寄附するか」という純然たる方法の問題に留まらないで、方法の基礎に「どういう基準」(criteria)で選択するか」という選択の原理の問題を含むからであつた。前編の終りにこれについて主要な問題点を指摘したのであるが、それが要領を得ないのは選択基準と考えられるものが多種多様あるためであらう。試みに、一九五六年に教育援助審議会が八十一の実業機関から得た調査に基いて、四十一の基準を列挙したのを参考までに掲げると別表の通りで、これには重要度を三つの段階にわか

Educational Factors		Donor Considerations		Business Factors	
Accreditation (or lack of)	105	Geographical location	99	Evidence of sound financial management	66
Academic excellence	101	Number of alumni (ae) in company's employ	54	Membership in a State or regional association	55
Technological or professional program	98	Marketing areas	48	Condition of physical plant	51
Quality of leadership	89	(Median)	43	General alumni support	48
Private control	88	Status of alumni (ae) in company's employ	23	Publication (or non-publication) of financial statements (Median)	43
Liberal arts program	83	Support by alumni (ae) in company's employ	11	Ability to obtain support of other companies	42
Postgraduate or research specialization	80			Ability to obtain community support	40
Evidence of a sound long-range development program	79			Ability to obtain support of friends (or families) other than alumni	34
University program	64			Ability to obtain support of general welfare foundations	32
Availability of information about academic policies and operations	63			Ability to obtain denominational support	31
Evidence of self-study	60			Other constituent support	31
Men's student body	48			Size of endowment	29
Size—full-time enrollment				Ability to obtain support of non-alumni groups	28
(Median)	43			Medium charge for tuition and other fees	12
Good public relations	41			High charge for tuition and other fees	10
Public control	38			Low charge for tuition and other fees	10
Faculty-student ratio	29				
Two-year type of program	28				
Coeducational student body	22				
Women's student body	21				
Church-related or non-church-related status	12				
Above median average	80		67		53

(註) 本表は CFAE, Management is Doing A Job, 1956, pp. 12-13 による。

格な要求とすることも共に誤りであると議論百出しているが、これは千九百程ある大学のうち認定されているものが約六〇％に過ぎないというアメリカの特殊な大学事情に因由するものであつて、基準として一般化することのできる性質のものではない。

次に「校友寄附」についてであるが、諸大学の報告によると数において平均二〇・五％、金額にして平均二五ドルとなつている実情に鑑み、「諸大学の『基金管理』や『基金募集計画の管理』について再考を要するようにおもわれる」から、「諸大学は校友寄附の自慢話ができるよう、会社は主張すべきである」(Ibid, pp. 14-5)とし、前編で既に指摘したと同じことをいつている。校友寄附は結局大学自身の内部的財政管理に関連するところから、最後に(1)の「健全な財政管理」の問題に帰着することになる。この点もまた同様で、同会議の強調するところは、第一に、「諸大学はそれ自身の関係者集団 (family groups) や他の利用できる財源から基金を募集するために、現在努力しているよりモット有効的な方法を探るべきであり」、第二に、「諸大学がどれ程効率的に基金を管理しているかについてどんな報告書をつくるべきか」ということに要約される (Ibid, p. 15)。後者の報告書が「綜合諸大学に適用され得る最も比較し易い事務標準 (business standards) を用いる」べきだとしているのは、結局「財務諸表」(financial statements) のことである。ところが前掲選択基準の「実業的要素」のうち、「財務諸表の公表(または非公表)」の頻度は四三で、「健全な財政管理の証明」のそれは六六となつてゐる。勿論、後者は前者に較べて広汎な包摂範囲をもつてゐるに違いないが、極めて漠然たる表現であつて、

集約すると結局前者に帰着するものであつてみれば、ことさらに前者の表現方法を用いたところに、教育経済学的にみてなんらか問題点の存することを示唆するものといつてよい。

九

さて、会社寄附の選択の客観的基準を求めるにあたり、実業家が実業家としての立場からみて、妥当だと認められる目度として財務諸表に着目するのは尤なことである。蓋し、これは実業家自身の専門分野で、その財務的判断は一応公正妥当とみなされてよい。また、財務諸表は特に実業財務 (business finance) の諸問題を追求する統計的、かつ実際の研究調査の基礎資料で、その目暗するところは「利潤獲得の連続力 (the continuing ability to earn profits) であり、これは「効率 (effectiveness) の基準として」、また、資本価値の保証人として認められる」(F. Sewell Bray, *The Interpretation of Accounts*, 1957, p. 132) からである。だが、実業家が専門的立場から、大学の財務諸表を云為するにしても、その取扱ひ、いいかえると、その会計の解釈にあたり、留意しなければならぬ点を若干指摘しておく。

まず、大学機関といえども企業である限り、固定資本及び変動資本の価値の保証は考えられなければならないが、大学における固定資本は免も角 (註、大学機関における減価償却論についてはまた別の機会に発表するであろう)、変動資本の投下による果実が単なる物質的資本価値としてあらわれるよりも、物質的資本価値として成実する面が多い。殊にヴェブレンのよつに、大学の資本を唯に「非物質的資本」(immaterial capital) ののみならず (cf. Thorstein Veblen,

The Higher Learning in America, 1918, p. 106) とや、また大学では信用的な資本面が大きく評価されなければならず (cf. *ibid.*, p. 103) 、「これは英国の諺通り」(蓋しは通常エーカーで測定される) (「Reputation is commonly measured by the acre.」) ので、その経済的数値化と表頭方法 (註、例えば、入金のごときを教育経済学的にみると、私の考えでは、一種の老舗料 Good-Will の分担金で、従つて大学財政の収入面では経常収入としてではなく、資産収入として取扱はるべきものである) などは教育経済学の問題として別に詳論するとして、一般に、会計的な測定 (measurements) は、ブレイのよつに「形式と行動」(Form and Behavior) とが「関連ある場合及び関連あるよつで問題とされる」(Bray, *ibid.*, p. 137) のであるから、大学の財務諸表はその企業行動が正確に「形式」に譏察して表頭され得るかどうかが問題となる。蓋し、一般産業や商社では純資産 (net asset) の増加をもつて直ちに経営状況を測定できるが、大学では利潤額や資本蓄積とかではその大学の教育機関としての成績を判定するなんらの手懸りも得られない。さればラッセルもその「大学教育財政」の中で「教育機関の目的達成は、それが資本を蓄積した都合によつてではなく、社会的にみて望ましいサアヴィスのため流動資金 (current funds) を消費した方法如何によつて吟味されるよつ点に指摘されてよい」(John Dale Russell, *The Finance of Higher Education*, 1954, p. 47) というのである。ここに単なる教育会計学ではなく、それを超えて教育経済学の必要となる理由の存するよつは屢々論じた通りである。

だから、例えば前掲の「フェン大学一九五四—五五

年度報告」(Annual Report for 1954—55 Fenn College) を公表するにあたり、その説明に学長 G. B. アーネストは「今日、単科または総合大学の運営は大きな事業である。そして大抵の事業と同じよつに、大学ではまずその生産品 (学生) の質と出来栄えとの改良を、洗練された技術をもつ人員 (教授団)、生産技術 (教育過程)、及び施設の改良と拡張 (教室と研究所) 等によつて増進することが第一の関心事である。毎年、大抵の商社は株主に前年度の営業報告書 (Operating Statement) を提出する。フェン大学では、オハイオ州の法律に基づく非営利法人であるからいわゆる株主はない。しかし創立以來われわれのいろいろな教育的配当の分前をうけた大クリーブランドの市民たちはすべて大学に株をもつているものとともわれる。従つて株主としてあなた方は、この一九五四—五五年度の本学営業報告書に関心をもちて下さるとおもいます」とつけ加えても、一般公衆は勿論、実業家といえども、その営業報告書から大学財政の成果計算を、財務的にみて公正妥当に判断することが果してできるであろうかどうかは疑問といわざるをえない。嘗て拙稿「大学一覽の変貌」(関西大学報第二四九号参照) の中で、元マイアミ大学長ヒューズが大学一覽に、新しい試みとして、大学の収入表 (Statement of the Income) を掲載した際、「これは、在学生数と共に、大学が良い教育を施すことができるかどうかを評価する基礎を与える」ものであつたが、「どれだけ多くの人たちがこれを知的に (Intelligently) 読んでくれるかどうか、私には解らな」(Frank L. McVey & Raymond M. Hughes, *Problems of College and University Administration*, 1952, pp. 134—5) と追憶している点を指摘したことがある

が、それはまさしく今の場合とまったく同一の事情を
ほめかしているといつてよい。

十

次に大学の財務諸表といつても、貸借対照表は企業
としての大学の資産関係を表示するに留まり、また、
ヒューズのように収入表のみでは宣伝的な口約束をあ
らわすに過ぎないから、結局、教育経済学的に価値の
あるのは、収支のバランスを成果計算する営業報告書
だけとみてよからう。だから、ラッセルも「貸借対照
表よりも収入と支出とを表示する営業報告書の方がは
るかにもっと重要な意味をもつ書類である」(Russell,
ibid. p. 48)といっている。ところがこの営業報告書と
ても、一般産業会社と同様に、ある営業期間、すなわ
ち、一つの会計年度の営業報告書だけでは、大学機関
のものとしては少くともその利用価値は減少するであ
らうとおもわれる。というのは、大学における場合、
営業期間は大学年度 (Academic Year) と解すべく、
従つて営業報告書の期間、すなわち、会計年度 (Fiscal
Year) は大学年度と一致すべきである。これは教育経
済学の対象領域における構成的前提であつて、このこ
とは既に拙共同研究『教育費用分析の展開過程 (二)
』(一九五六年発表)において闡説しておいた。ここ
ろが、大学年度と会計年度とが一致しているのは、日
本、ドイツなど七ヶ国だけで、欧米の諸大学では必
ずしも一致していない。例えば、アメリカでは学年度
が九月一日から六月三十日まで、会計年度が七月一日
から六月三十日までとなつており、また同一国内でも
教育のレベルやタイプによつて異つている場合が多
く (XVIII the International Conference on Public
Education, Financing of Education, 1955, pp. 78~

88 参照)。だから、ティッドウェルもこの点に気付い
たらしく、その著『公立学校基金会計』の中で、「残
念なことには、多くの場合会計年度と学年度とが一
致していない。若し学年度、会計年度及び予算年度が
すべて一致しているならば、教育委員会は学校計画運
営の全般にわたつてもっと明確な見透しができる筈で
ある」(Sam B. Tidwell, Public School Fund
Accounting, Principles and Procedures, 1960, p.
56 参照)といつてゐる。

この非連続面は暫く措き、連続面についてみるに、
一例を、アメリカの教養大学 (liberal arts colleges)
における一九二九—三〇年度以降(一九五六年まで)
の教育財政状況に探ると、「教育 (instruction) のた
め費された教育的ドル (educational dollar) の比率
は平均三・五倍上昇し、また、管理及び一般大学目的
(administration and general institutional purposes)
のための教育的ドルは七・五倍上昇している。さら
に、附属事業 (auxiliary enterprises) 及び予算外サ
アヴィス—例えば学生の宿舍、食事、催物、リク
リエーションや娯楽など—に使つた金額を附け加え
ると、學術研究 (intellectual learning) に費す金額
の比率は馬鹿馬鹿しい程低く」(Association of A-
merican Colleges, Commission on Colleges and
Industry Workshop Proceedings, Indianapolis, March
10—13, 1957, p. 72) 有様となつてゐる。これの教育
経済学的な論評は別に論ずるとして、兎も角、このよ
うにして教育財政状況の会計的解釈は、教育が連続的
形成である限り、時間的空間的継続の形においてのみ
把握されることができ、また、かくしてこそ教育経済
学的に重要な意味を持ち得るのである。これが一例を
あげると、「マサチューセツ工科大学一九五六年度

財務報告書」の中で一般財政概況 (Financial Review)
の末尾に、「一九五二—一九五六年の五年間に大学の
全資産は帳簿価格で学生一人当り一七、五〇〇ドルか
ら二二、〇〇〇ドルに増えている。これは年間平均五
割の割合の成長率 (rate of growth) を示し、大学の
行うサアヴィスから見ても極めて程よい (moderate) 比
率である」(Massachusetts Institute of Technology,
Treasurer's Report 1956, September, 1956, p. 9)
といつてゐることを、また、ハーヴァード、コロン
ビアその他の諸大学でもその財務報告書は当該年度と
その前年度との比較形式、すなわち、「比較貸借対照
表」(Comparative Balance Sheet) を用いて、教育
の連続性を会計的数値の時間的継起に譚案して表頭し
てゐるものが多い。元來、「時間」は「変化の次元」
(Dimension der Änderung: cf. Johans Cohn, Wir-
klichkeit als Aufgabe, 1955, S. 289) であるから、
「時間においてみる」ことは「継続の(空間的)延長
における変化」をみることである。されば、ラッセル
は「大学の中には、単一の年度よりもむしろもつと溯
及して、例えば二年またはそれ以上前年度の比較デー
タを表頭する方が実効があるとしてゐるところも若干
ある」くらいで、「数ヶ年にわたるパーセントを比較
すれば、教育プログラムの各種段階へ力齧を入れたや
りくり算段が明らかとなる」(Russell, ibid, pp. 103,
133) といつてゐる。このことは「一般産業や実業でも」
「比較を容易にす (facilitate) べき」ことを財務諸表
の原則とし、「比較は前期及び同種企業の成果の両方
に対してできなければならぬ」(F. Sewell Bray
and H. Basil Shasby, Design of Accounts, 1949,
p. 11. 勿論、大学機関においても「同種企業の成果の
比較」は問題とされるので、むしろアメリカにおける

大学教育財政分析は、歴史的にみて、大学間の財政的比較 *interinstitutional comparisons* の問題に端を発したといつてもよからことは前記『教育費用分析の展開過程』において總説しておいたが、私はこの問題は教育経済学的には副次的ペースの問題として左程重要とは考えない」としているのであるから、会計学的取扱いにおいては当然のことである。

「財務諸表を公表しているか」と問いながら、実業家や、また各種の会議においてもこれらの点を指摘しているのが見当らない。これはアメリカの諸大学では多くが前述のような経年的表頭形式を用いているためでもあるが、憶測すれば、あるいは実業家たちにして大学の財務諸表の解釈が、一般産業会社のそれとは異つた観点において、成立すること、いいかえると、「一般会計学ではなく、教育会計学的、さらに進んで教育経済学においてなされて初めて意味をもつことについて、充分なる反省と知識とを欠いているのではあるまいか。ここに実業家たちの大学教育への一方的容喙の限界点があるようにおもわれる。だから、実業諸原理 (*business principles*) の大学内への侵入に対しては、「学問研究のための損益は条件の付かない (*without reservation*) 損益である、恰も、会社では会計士が会社の業務内での収入と支出とを監査しながら、会計士たる資格においては、会社の将来の出費とか何か他の関係ある業務についてなにも発言することとは強制的にできないと頂度同様である」ということが形式的に (*pro forma*) は憶測される」(Thorstein Veblen, *The Higher Learning in America*, A Memorandum on the Conduct of Universities by Business Men, by Sagamore Press, 1957, p. 162) と、ヴェブレンのように、いわば巧みな無限判断論法

をもつて、防衛的な議論をすることなく、前記の限界点とみなされるところに肉迫すべきであつた。総じてヴェブレンの実業諸原理排撃はこうした無限判断的批判に終始しているかのとき観をぬけきれないのは、彼が教育経済学へなお一歩前進して徹底した見解に達していなかつたためであらうが、この点についてはまた別の機会に詳論するであらう。

十一

兎も角、厳格な会計・計算制 (*Accountancy*) は教授団の人事や講義なども統制する官僚主義的組織 (*bureaucratic system*) を必要とし、これは「静寂主義 (*quietism*)、慎重、妥協、なれ合い、言ひ抜け」など実業家のエトスによるものだというヴェブレンなど教育家たちからの攻撃 (Veblen, *ibid.*, pp. 51, 71-2; cf., Richard Hofstadter and Walter P. Metzger, *The Development of Academic Freedom in the United States*, 1955, pp. 452-3) を避けるためと、また自らが教育経済については素人であるという控え目のためとでもあらうが、前記の「大学教育に対する会社寄附の会議」(*Conference on Corporate Contributions to Higher Education*) においても実業家たちは、「当面の基本的なことは実業が大学業務(教育及び事務を含めて)の全般に亘り引継ごうというのではなく、唯財政的援助の然るべき若干の分野だけにタッチするだけである」とか、更に進んで、「教育政策にまで亘る実業的統制 (*Business Control*) をことう意味は、購買、会計、予算、最良の運営手続とか、また大学の事務管理における雇傭人的資源の利用等を含む、*龐大な事務管理 (business administration)* の分野に限るのである。(だからといって) 何んらかの

基準 (*standards*) を設けようというのではなく、大学が実業に基金 (*funds*) の話をもちかけようとする際には、その事務管理に當つて最善を尽している証拠を提供する心構えが必要だということを、大学に知らせようとしているだけである」(*Summary Report of Conference on Corporate Contributions to Higher Education*, pp. 15-6) といつているが、これらの費目は大学財政においてはいわば間接費 (*Overhead cost*) 的なものであつて、これは例えばミレエが大学における原価計算の対象をかかると間接費に置いたのと軌を一にした考え方である (cf., John D. Millett, *Financing Higher Education in the United States*, 1952, pp. 157 etc.)。惟うに、間接費は教育成果の生産に対する直接の指標とはならない。すなわち、それは嘗つてシムペーター (J. A. Schumpeter) が日本の一橋大学をみて「大学は建物ではない」(*University is not building.*) という一語に尽きるのであらう。だから、間接費の分析をもつてして、会社寄附の選択基準となるべき大学財政の健全性、さらに進んでその有効性如何を判定する目安となるであらうか。教育経済学的に深く分析すると、まさに正鵠を逸するものといわざるを得ない。が何はともあれ、「健全な財政管理」をもつて第一の選択基準としたことは、さすがに実業家たちの見識だとうなずかれ、しかも純粹に教育経済学的立場からみても一応は理論的に正しい基準だといわなければならぬ。蓋し、財政基準 (*financial standards*) を確立するものは会計であり、それが極めて「適切に利用されると」*「テッドウェルも指摘するやうに」*「教育事業管理者必携の価値ある道具」(Tidwell, *ibid.*, p. 4参照) たる限り、教育事業の成果を充分測定し得るからであらう。さらに、会計数字による教育成果の

測定ということになると、私の主張する教育原価計算 (Educational or Instructional Cost Accounting) の問題であるが、これはまた別の機会に譲ずるであらう (なお、最近文部省でも教育の原価計算ができるものかどうかについて話題になったと仄聞するが、教育事業管理に対する従来の見解を脱皮させる極めて進歩的な考えの抬頭として注目に値する)。されば、ヴェブレンですら、実業家たちの理事会が行った財政的サアヴィスの処理は、「たとい大学の実情を忠実に例証するものとは殆んど考えられないにしても、大学の金銭的関心事に非凡な程度の監督を行つた」点では、大学も教えられるところがあるかも知れないといつてゐる (cf. Veblen, *ibid* p. 49)。

十二

元來、大学機関における財務諸表の作成は、社団法人 (アメリカではむしろ有限株式会社という方が適當であろう) 設立許可 (corporation charter) の条件で、理事会が州知事に大学の金銭的業務の年次報告をしなければならなかつたのに始まる。例えば、その一例をあげると、一八八五年に創立されたスタンフォード大学の寄附行為にその制限事項の一つとして「理事会は年に一度財務報告を州知事に提出しなければならぬ」(Stanford Seminar for Business Administrators of Privately Supported Japanese Universities, University Administration in Practice, ed. by Oswald Nielsen, 1959, p. 29) と規定してゐるがごときである。だが、実際にはかかる報告はあまり行われなかつたし、また政府がこの報告とか、何かそれに似た会計報告を入手する処置をもとらなかつたようである (cf., Veblen, *ibid*)。この点に関連してヴェブレン

ンが、当時の大学財政管理がどのようであつたかについて、閑説した一節を披擲してみよう。

実業家の多数をもつて構成する理事会は、法人基金の投資や処分を監督し、投資は「堅実な方法をもつてすれば公開市場 (open market) で普通六〇乃至八〇」の利子収入があるとみられる場合でも、「やつと三〇程度の当期利益 (current income) を得るに留まり」、しかもこの収入の大凡二分の一は固定資本 (sinking fund) の性格で、将来の使用のため蓄積されるから、必要な大学本来の費用支出 (academic expenditures) に当つられるのは「投資金額の約一〇 (またはそれ以下) に過ぎない。しかもこの額といえども大学図書館のための特殊な固定資本として蓄積されることが多いのであるから、大学本来の制度 (academic establishment) は総体に貧しい経済の基礎において、大学の現在の非有効性と打続く損害を招くよう、強制的に運営されている。だから、「これらの数字やパーセントが正確だとはいえない。もつと正確な詳細を出せば、さらに不都合な実証がえられることは明瞭である」(Veblen, *ibid*, pp. 49-50)。

これは勿論一九一〇年代のアメリカ大学の財政管理で、その後次第に改善されていゝるであらうが、兎も角、大学財政の管理が、かくヴェブレンの指摘する通りならば、まさに「大学の非有効性と打続く損害を招く」ものであるといつてよからう。されば、大学の財政管理が健全であるかどうか、しかも単に右のような実業経営的な観点からでなく、教育経済学的にみて、その妥当性如何を判定するためにも、大学の財務諸表が必要とされるのである。殊にヴェブレンすら、その

当時既に、暗に財務諸表を指摘したのはさすがに卓見で、彼の見解を教育経済学 (Economics of Education) 的だとホブソンの称したのも尤もである (A. Hobson, Veblen, 1936, Chap. VI)。

兎も角、大学の財政管理に閑説しようとする際には、「大学」という一応非経済的 (non-economic) とみられる契機と「財政管理」という経済的な契機との間にみられる緊張関係を予定し、考慮に入れなければならない。これがためには、教育財政学とか、また、教育会計学とかのように、単に後者の経済的現象のみを抽象して追求するのではなく、両者の緊張を一つの場において分析しようとする、私のいう教育経済学の観点に立たなければならぬであらう。でなければ、「関係の場」(reference field) をもたない二つの観点による錯綜のため論議の焦点をあわすことができまい。従つて、さきに論述して来たように、会社寄附の選択基準として、実業家たちが「健全な財政管理」という極めて優れた基準を設ける試みも、些か客観的妥当性を欠き、百尺竿頭なお一步を進めることができない憾なしとしない。

十三

次に、教育財政援助を行うにあつたつての実際的な「方法」(Methods) について些か包括的に概観しておこう。勿論、方法といつても、選択基準に基いた「方法」の型 (types) と、援助行為の如何による「方法」の種類とが考えられる。

(註) 本稿は拙稿「大学と大学教育政策の行方」の (その十四) の続編をなすものである。

なお、本篇の続きはまた機会をみて発表するであらう。

学 内 報

定例評議員会

学校法人関西大学寄附行為第十八条第

二項による定例評議員会は、十一月五日(土)午後三時より、天六学舎において開催、左の案につき審議された。

一、昭和三十五年収支補正予算に関する件

二、財産取得に関する件

(文部省助成による実験実習用機械購入の件)

三、各種委員会に関する件

その他

予備費流用に関する件

出席者(敬称略、五十音順)

出石三郎 阿部甚吉 池田信之助 井上竜男 植野郁太 江里口春志 小川雅弥 大小島真二 大島治郎一 大島武夫 大森俊次 岡野衛士 榎本信雄 門上敏夫 金本朝一 神宅賀寿恵 菊久池博 黒岩博 小寺小市郎 小林巖 河野稔 後藤正身 佐伯五郎 酒井彦一 図師親徳 鈴木祥蔵 高垣善一 高棟正次 竹沢喜代治 寺西武 戸根泰雄 寛田知義 中石清一 中沢俊雄 長柄金吾 西村治三郎 野間秀泉 畑下辰典 久井忠雄 本多喜慶 前川信之助 松原藤由 松広寿衛 松村睦鴻 万谷楠雄 三好萬次 宮崎幹大 村上精三 森正治 矢口孝次

評議員会

各種委員会

評議員会では、去る十一月五日開催評議員会決議により、寄附行為第二十二条に基いて、総務、人事、財政、学事、給与厚生部の五委員会を設けることになった。

なお、委員会のメンバー左の通り

(長は委員長、副は副委員長、五十音順、敬称略)

一、総務委員会

池田信之助 岩佐清三郎 植田 重正 越智比古市 小林 巖 河野 稔 寺西 武 副戸根 泰雄 長中石 清一 畑下 辰典 三島 律夫 宮崎 幹大 森 寛 紹 山崎 敬義 山野田重治

二、人事委員会

阿部 甚吉 上野 俊彦 大月 伸 神宅賀寿恵 副小寺小市郎 後藤 正身 図師 親徳 高垣 善一 高棟 正次 長竹沢喜代治 千歳 克郎 浪江 源治 野間 秀泉

三、財政委員会

植野 郁太 上道 直夫 大島治郎一 大森 俊次 寒川 喜一 菊久池 博 寛田 知義 前川信之助 松広 寿衛 副松村 睦鴻 万谷 楠雄 村上 精三 保井 剛一 安井 章吾 長吉田鹿之助

四、学事委員会
郎 矢野文雄 保井剛一 安井章吾 山崎敬義 吉田鹿之助 吉富二郎 渡辺正人

上田 高嶺 大島 武夫 金本 朝一 黒岩 博 副杉原 四郎 鈴木 祥蔵 辻野 新一 中山 幸市 長西本 寛一 深川 実 本多 喜慶 松原 藤由 村尾 静明 森 正治 渡辺 正人

五、給与厚生委員会

明石 三郎 石井 寿一 井上 竜男 長今井 康兼 江里口春志 小川 雅弥 副門上 敏夫 佐伯 五郎 酒井 彦一 高木 秀玄 壺井 義正 中沢 俊雄 横山 栄吉 吉田 一郎 吉富 二郎

第四学舎竣工

落成式挙行

工学部新設当初より懸案となつて、竣工を急いでいた工学部本館はこの程竣工したので、さきに(本年三月)竣工した工学部実験実習場と併せて落成式を去る十一月二十二日(火)午前十一時より、千里山工学部本館前庭において挙行された。

式は、学界をはじめ各方面の來賓を迎え、三好理事長、矢口学長等大学関係者多数列席して、神式で盛大に行われ、文部大臣、大学代表等の祝辞が述べられ、新設工学部の発展を祝福した。

なお、本建物の特色は、第三学舎の東北側に隣接し、第三学舎とは二階で渡り廊下を以つて連絡させ、一階は柱のみのピロティという近代建築様式を採用、また本館は高度の実験を行うので、窓は

特に大型硝子のサッシュとの引き違いとして採光、通風に留意し、壁面窓下を黄色の特製煉瓦積みとして厚みを見せて実験実習場とマッチさせている。なお、実験室のある棟は床を高くして中央廊下の下に排水ピットを作つてある。

昭和三十五年度

私立大学研究設備補助金

「私立大学の研究設備に対する国家の補助に関する法律(昭和三十三年三月三十日公布法律第十八号)」に基づく文部省の研究補助金は、本年度本学には左記研究設備充実のため、交付されることに内定した。

なお、補助金額は一、二四八万円で前年度より七四六万円増となつている。

- アメリカ社会学雑誌 七二冊
- 哲学古典叢書 六〇〇冊
- フランス文学語学基本図書 八三冊
- 東洋学研究基本図書 三四五冊
- コトロンコンテニュープリンター 一基
- Modern Language Notes 七二冊
- IBM 機械組織 一式
- 英仏判例集 四三三冊
- 英米統計学雑誌 九六冊
- Lloyd's List Law Reports 一三三三冊
- "Accountant" & "Accountancy" 一三三冊
- 高速複写機及オートリシナ 二基
- 既 添 装 置 一式
- 相関係数用計算機 一基
- 体育実技視聴覚器具 一式



校

友

校友会の動き

十月

- 五日 大阪経済人会発会式
- 七日 総務部会
- 九日 富田林支部総会
- 組織部会
- 十六日 箕面支部総会
- 十七日 常議員会
- 十八日 事業部会
- 二十二日 昭10専一同窓会
- 二十三日 一高同窓会総会
- 二十七日 広報部会
- 二十九日 関大大阪俱樂部秋季総会

大阪経済人会発会式

本学校友で財界、産業界で活躍するものが寄つて大阪経済人会を結成しようという動きが具体的にまとまりその発会式が十月五日午後五時から第一生命ビル内好文クラブで関係者が集まつて行なわれた。

これは一度中断されていたものを佐伯五郎（鐘紡淀川）、戸根泰雄（森下仁丹）氏ら五名ばかりが発起人となつて再編成にのりだしたものだ。

この日は十七名が参加したが、会員は二十余名で、経営、労務管理、企業形態のありかたなどについて意見を交したが、会員いづれもが母校の評議員である関係から母校への抱負も大きく、大阪財界の第一線に活躍する人材を育て、積極的に母校発展に努力することを語り合つた。



大阪経済人会発会式

会員は次の各氏

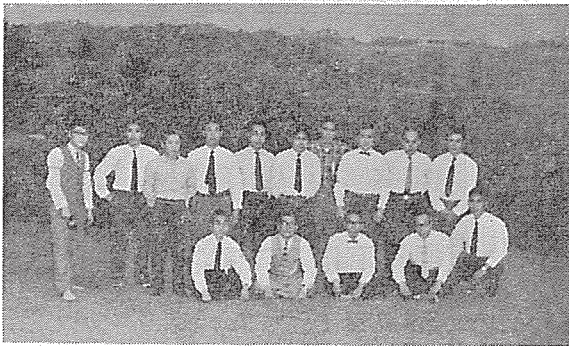
- 今井康兼（大阪機械製作所常務、大島治郎一（浪証券社長）、岡野彌士（大阪証券取引所理事長）、菊久池博（近畿相互銀行専務）、小寺小市郎（小寺不動産社長）、佐伯五郎（鐘紡淀川工場庶務課長）、千蔵克郎（蔵社長）、戸根泰雄（森下仁丹取締役）

- 中山幸市（太平住宅社長）、西村治三郎（神戸トヨベツト社長、久井忠雄（九大紡織監査役）、松尾高一（尼崎信用金庫理事長）、松広寿衛（松広製作所社長）、松村睦鴻（鉄道弘済会総務部長）、前川信之助（チヨナルインストーホン販売社長）、近万谷楠雄（ハール化学工業社長、三好万次（近鉄相談役）、宮崎幹大（日本理化代表取締役）、矢野文雄（矢野茂次商店副社長）、森正治（呉羽製鋼社長）、保井剛一（保井金属代表取締役）、山野田重治（尼崎製紙社長）、横山栄吉（横山取締役会長）、吉田隆之助（東洋現像所取締役）

総務部会

校友会総務部では今年度定例総会開催の具体的検討を行なうため十月七日午後六時から天六学舎で部会を開催した。

富田林支部総会



富田林支部総会

富田林支部では十月九日から市内清光園に十数名が集まつて設立後第二回目の総会を開催。

学歌を斉唱してから、堀辻副支部長の開会の辞で議事にはいり、経過報告、会計報告、会則一部変更の件をいづれも決議、相談役に辻野信次氏ら六氏を委嘱。支部では今後は奇数月の第二土曜日に懇親の例会を開くことをきめたが、このあと親睦会をひらいて午後六時盛会のように散会した。

箕面支部総会

箕面支部では十月十六日午前十一時から箕面市桜ヶ丘会館で本年度総会を開催。

開会に先だつて大学のPR映画「大阪の華」を上映、最近の母校の充実発展ぶりをみたあと、議事にうつつた。野村副支部長が司会し、川上支部長と校友会を代表して出席の長柄副会長がいさつした。木藤副支部長が事業報告し会計報告とともに承認され、次の議題役員改選では幹事以上が選考委員として審議した結果、新支部長に広瀬勝氏を選出した。

またこの総会に本学から松原教授が出席し「生産性の向上と経営革新」と題して講演、会員一同熱心に聴講した。

当日決定役員

- 支部長 広瀬勝
- 副支部長 野村吉治、木藤安之
- 相談役 川上圭一

昭和36年度 関西大学入学試験概要

学部	(一部)	(二部)	(出願期間及び試験日)	出願期間	試験日
法学部	{法政}	400名	300名	地方試験 (高松, 福岡, 広島, 金沢, 名古屋各地 (一部全学部)…昭和36年1月16日~2月13日	2月19日
経済学部	{政治}	400名	300名		法学部…
文学部	{英文学科 国文学科 哲文学科 史文学科 新聞学 東洋文学}	300名	150名	商学部…	2月16日 2月19日
				文学部…	2月18日 2月21日
				経済学部…	2月18日 2月22日
				工学部…	2月17日 2月20日
商学部	{機械工学科 電気工学科 化学工学科 金属工学科 管理工学科}	400名	150名	(試験科目)	
工学部		400名		法・経・文・商学部…国語、英語、社会、数学(簿記) (二科目選択)	
				工学部…理科(物理、化学二科目共必須)、英語、数学	

大学院	(出願期間)	(試験日)	(試験科目)
博士課程	{法学専攻}	各5名	昭和36年3月1日~3月25日
	{文学専攻}	4名	
	{経済学専攻}	3名	
修士課程	{法学専攻}	60名	昭和36年3月30日、31日(2日間)
	{文学専攻}	60名	(試験科目)
	{経済学専攻}	50名	博士課程…主論文、副論文、外国語 修士課程…論文、外国語

なお、詳細については「昭和36年度関西大学学生募集要項」を参照して下さい。

関西大学経済学会編

関西大学 経済論集

昭和三十五年七月刊

A5判 一一二頁

第十巻 第一号

内容

ロビンソン資本蓄積論の研究(1)……………三谷友吉

J・S・ミルの企業者論……………杉原四郎

紹介

S・I・ガス著
「リニア・プログラミング—方法と応用」(1)……………神保一郎

三木与吉郎編 阿波藍譜(栽培製造篇)……………津川正幸

スミス文献目録……………経済学会資料室

関西大学法学会編

関西大学 法学論集

昭和三十五年六月刊

A5判 一〇七頁

第十巻 第一号

内容

論説

航空の自由と土地所有権……………伊沢幸平

行政学と行政法学……………堀堅士

養子縁組と相続準拠法……………本浪章市

——外国国際私法判例の紹介と研究(7)——

線引小切手取立銀行の法的地位……………曾野和明

判例研究

刑法二四二条の意義……………植田重正

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十一年十一月三十日発行(毎月一回三十日発行)

関西大学學報 第三四五号 十一月号

編集兼 久井忠雄 発行所

大阪市大淀区長柄中通二丁目
関西大学出版部

印刷所
株式会社 ナニワ印刷所
電話(35)七二七